

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業費補助(流木関連・補助)

事業の概要

■ 予算科目

(項) 河川等災害関連事業費

(目) 港湾施設災害関連事業費補助 (昭和29年度～)

■ 創設の背景

平成10年に茨城県鹿島灘沿岸、平成11年に富山県、青森県などで複数の市町村にまたがった大規模な漂着流木が発生し、その処理が大きな負担となったため。

■ 事業内容

海岸保全施設の機能と環境の回復を図るため、当該年発生
の風水害や河川洪水等により海岸に異常に堆積した**漂着
流木及び漂着ゴミ等**を緊急的に除去する事業。

■ 事業主体

地方公共団体等

■ 補助率

1/2

■ 施行期間

災害発生年のみ

■ 採択基準及び採択限度額

- (1) 港湾に係る海岸の海岸保全区域内に漂着したもの。
(海岸保全区域から**1km以内**の区域に漂着したものも含む)
- (2) 漂着量が**1,000m³**以上、かつ処理費用が**200万円**以上のもの。
- (3) 補助対象となる処理量は、漂着量の**100%**とする。

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要領

(H12.3.24設置、H20.3.28最終改正)による。

流木関連事例

H16年災三重県津松坂港海岸
※台風21号により被災



H15年災北海道苫小牧港海岸
※台風10号により被災

